

特定非営利活動法人 CCL 役員選出規則

規則第 2 号

2018 年 9 月 11 日制定

2026 年 3 月 23 日改定

2026 年 6 月 29 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人 CCL（以下「本法人」という。）定款第 14 条第 1 項に規定する役員（以下「役員」という。）の選任に関して、基本的事項を定める。

(選出における権利)

第 2 条 役員選出における議決権は、各正会員がこれを有する。

2 役員候補者となる資格は、役員選出の行われる年の 1 月 1 日現在の本法人の正会員がこれを有する。

(候補者選出方法)

第 3 条 本法人の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 理事 理事会の議決により候補者を選出する。定数は、定款の定めるところによる。

(2) 監事 理事会の議決により候補者を 1 名選出する。

2 監事候補者の選出にあたっては、十分な知識や経験を有する者とする。

3 理事候補者の選出にあたっては、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないようにしなければならない。

(候補者の決定時期)

第 4 条 役員候補者は、役員選出を行う総会の会日の 3 週間前までに、理事会において決定しなければならない。

(候補者の通知)

第 5 条 理事長は、理事会において決定した役員候補者の一覧を、総会招集の通知とともに各正会員に対して通知するものとする。

(選出方法)

第 6 条 役員の選出は、総会において、挙手又は拍手等の簡易な方法により賛否を問う方法により行うことができる。ただし、出席した正会員から異議が出た場合又は議長が必要と認めた場合は、無記名投票により行うものとする。

(役員の決定)

第 7 条 総会に出席した正会員の過半数の賛成を得た者を役員とする。

(改廃)

第 8 条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2018 年 9 月 11 日から施行する。

この規則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、2026年6月29日から施行する。